

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案要綱

第一 子どものための教育・保育給付の費用の一部への拠出金の充当

一 子どものための教育・保育給付の費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額（第二の一において「施設型給付費等負担対象額」という。）の満三歳未満児相当分については、その六分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額を一般事業主から徴収する拠出金をもって充てるものとする。こと。（第六十六条の二第一項関係）

二 全国的な事業主の団体は、一の割合に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができるものとする。こと。（第六十六条の二第二項関係）

第二 拠出金

一 一般事業主から徴収する拠出金の対象に子どものための教育・保育給付の費用（施設型給付費等負担対象額のうち、満三歳未満児相当分の費用に限る。）を追加すること。（第六十九条第一項関係）

二 拠出金の率の上限を千分の四・五に引き上げるものとする。こと。（第七十条第二項関係）

第三 保育充実事業

一 保育の実施への需要が増大している市町村は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るため、保育に係る子ども・子育て支援に関する事業（以下「保育充実事業」という。）のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援計画に定め、行うことができるものとする。 （子ども・子育て支援法附則第十四条第一項関係）

二 一の市町村以外の市町村においても、当分の間、特に必要があるときは、保育充実事業のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援計画に定め、当該保育充実事業を行うことができるものとする。 （子ども・子育て支援法附則第十四条第二項関係）

三 国は、保育充実事業を行う市町村に対し、その費用の一部を補助することができるものとする。 ともに、都道府県は、保育の需要に応ずるための市町村の取組を支援するため、関係市町村等との協議会を組織することができるものとする。 （子ども・子育て支援法附則第十四条第三項及び第四項関係）

第四 その他所要の改正を行うこと。

#### 第五 施行期日等

一 この法律は、平成三十年四月一日から施行するものとする。 （附則第一項関係）

二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）について所要の改正を行うものとする。 （

附則第二項関係）

三 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。 （附則第三項関係）